



岡情審査第368号

平成28年10月12日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会長

小山正善



岡山市個人情報保護条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年5月20日付け岡高セ第7号による下記の諮問について、次とおり答申します。

記

昭和40年11月頃、請求人が吉備郡高松町（以下「旧高松町」という。）から代替地として購入した土地の売買契約書一式の保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、開示拒否とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1 審査会の結論

本件請求に対して岡山市長（以下「実施機関」という。）が不存在を理由として行った開示拒否の決定は妥当である。

第2 異議申立て及び諮詢の経緯

1 本件異議申立て人（以下「申立て人」という。）は、平成28年2月19日付で、実施機関に対し、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、請求人が旧高松町から代替地として購入した土地の売買契約書一式（以下「本件公文書」という。）の保有個人情報開示請求を行った。

なお、本件請求の対象となる保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものである。

2 本件請求に対し、実施機関は、本件公文書の所在が不明であったことから、同年2月29日付で、「当該文書は存在であるため」として開示拒否の決定を行った。

3 上記決定を受けた申立て人は、実施機関に対し、平成28年4月26日付で、本件異議申立てを行った。

4 実施機関は、同年5月20日付で、本件異議申立ての取扱いについて、条例第17条の規定に基づき、当審査会に諮詢を行った。

第3 申立て人及び実施機関の主張の要旨

1 申立て人の主張要旨

本件公文書は当然永年保存されるべきものであり、不存在ということ 자체が考えられない。

実施機関として不存在という事実を通知するだけでは行政責任を果たしておらず、関連機関を通じてでも、売買契約書等と同内容の資料を整備し、開示するよう求める。

2 実施機関の主張要旨

(1) 本件公文書について

本件公文書は、申立人が旧高松町から代替地として購入した土地の売買契約書一式である。

当該土地の閉鎖登記簿謄本では、昭和40年11月30日付けで、昭和40年11月29日の旧高松町から申立人への売買を原因とする所有権移転登記がなされていることから、本件公文書は売買契約時には作成されていたものと考えられる。

(2) 文書の保存期間について

旧高松町の文書の保存期間及び文書管理については、当時の例規等を確認することができなかったため、実態は明らかではないが、現在の岡山市の文書管理から類推すると、本件公文書は長期保存（10年を超えて保存する文書）されるべき文書と考えられる。

(3) 文書の引継ぎ・庁舎の移転・機構改革について

昭和46年1月8日、旧高松町は岡山市に編入され、旧高松町役場本庁舎は、引き続き、岡山市高松支所庁舎として使用された。当時の書類を調査した結果、本件公文書は引き続き高松支所で保管された可能性が高いと考えられる。

平成15年5月に高松支所が現在の北区役所高松地域センター所在地に

移転した後も旧高松支所庁舎に引き続き一定の文書が保管されていたが、平成21年4月の政令市移行に伴う機構改革及び平成27年11月の旧高松支所庁舎解体撤去に伴い、文書の一部は北区役所高松地域センター所管の倉庫と北区役所土木農林分室に移管された。

(4) 本件公文書の調査について

実施機関においては、平成28年2月19日付けの保有個人情報開示請求を受けて、高松地域センター執務室内に加え、旧高松町時代の文書が保管されている可能性のある箇所を調査するとともに、かつて高松支所に在職した職員等に対する聴取を行ったが、本件公文書の所在は確認できなかった。

以上のことから、本件請求に対しては、不存在を理由とする開示拒否決定を行った。

また、本件開示拒否決定に対する平成28年4月26日付けの異議申立てを受け、調査箇所を拡げた再度の徹底的な調査及び関係者への聴取を行ったが、依然として本件公文書の発見には至らなかった。

第4 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件請求の対象となる公文書は、昭和40年11月頃、請求人が旧高松町から代替地として購入した土地の売買契約書一式であり、閉鎖登記簿謄本に記載されている内容から、売買契約時には作成されていたものと考えられる。

2 本件公文書の不存在について

本件公文書は、岡山市の現在の文書管理に照らし合わせれば長期保存されるべき文書に該当するものであり、実施機関は本件公文書が保管されている可能性のある箇所を徹底的に調査するとともに、関係者に対する聴取を行ったが、本件公文書の所在を確認できなかったと述べており、結論として、いずれかの時点で廃棄又は紛失したものと推定される。

したがって、対象文書が存在していないため開示拒否とした本件決定は、妥当であると認めざるを得ない。

付言するに、本件公文書は、昭和40年11月末に作成され、既に半世紀を経過しているものであること、その間には本件公文書作成者であった旧高松町が岡山市に編入されるとともに、庁舎の移転や機構改革のために本件公文書の保管先が変更されたことなどを考慮すれば、実施機関において本件公文書の所在を確認できなかったこともやむを得ないものと言えなくもないが、条例制定に伴う公文書管理の重要性に鑑みれば、個人情報及び公文書の適正な保存管理に今後いっそう意を用いられることを要望しておきたい。

なお、申立人は、実施機関が本件公文書を保有していないならば、関連機関を通じてでも売買契約書等と同内容の資料を整備し、開示するべきであると主張するが、条例に基づく保有個人情報の開示請求は、実施機関が現に保有している公文書を対象とするものであって、開示請求に応ずるためにその対象となる文書を作成することまで義務付けるものではない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 5月20日	諮問書の収受
平成28年 6月15日	実施機関側意見書の収受
平成28年 6月27日	審議
平成28年 7月 6日	申立人側意見書の収受
平成28年 7月25日	審議
平成28年 8月26日	審議
平成28年10月12日	答申